

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 2 年度 (令和 3 年度改訂)
計画主体	川南町

川南町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	川南町産業推進課
所在地	宮崎県児湯郡川南町大字川南 13680-1
電話番号	0983-27-8011
F A X 番号	0983-27-7558
メールアドレス	suisan@town.kawaminami.miyazaki.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	サル、シカ、イノシシ、アナグマ、ドバト、ムクドリ、ヒヨドリ、カラス
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	川南町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和元年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
サ ル	いも類	0.02ha 34 千円
	果樹	0.03ha 909 千円
	計	0.05ha 943 千円
シ カ	水稻	0.4ha 528 千円
	野菜	0.2ha 670 千円
	果樹	0.04ha 557 千円
	計	0.64ha 1,755 千円
イノシシ	水稻	0.23ha 304 千円
	野菜	0.06ha 223 千円
	いも類	0.05ha 85 千円
	計	0.34ha 612 千円
アナグマ	野菜	0.20ha 983 千円
	計	0.20ha 983 千円
ドバト ムクドリ ヒヨドリ カラス	水稻	0.05ha 66 千円
	飼料作物	0.04ha 21 千円
	野菜	0.12ha 503 千円
	計	0.21ha 590 千円

(2) 被害の傾向

サ ル	<p>川南地域のサルの群れは、上面木山と名貫川上流域一帯に生息しており、その数は2群、約70～90頭と推測される（第2期宮崎県第二種特定鳥獣管理計画より）。</p> <p>群れの餌を求めた行動範囲も広がり、果樹を中心に農作物の被害は恒常的に発生している。</p> <p>また、女性や高齢者が居ても逃げないなど、すでに集落を餌場と認識した行動が見受けられるなど、被害レベルも高くなっている。</p>
シ カ	<p>県の調査（令和元年度特定鳥獣生息実態等調査事業）によると本町山間地域の生息密度は18.5頭/km²である。</p>

	スギやヒノキ等造林木の被害のほか、集落内の農地に出没するなど、農作物への被害が年間を通して発生している。
イノシシ	町内全域に広く生息しており、水稻や野菜等の農作物への被害が年間を通して発生している。 また、法面や畦の破壊等、生活被害も問題となっている。
アナグマ	町内全域にかなりの生息数が見込まれており、特にスイートコーン等の野菜類の被害が頻発している。また、農作物被害だけでなく、ハウズバンドを噛み切る等、園芸施設への被害も発生している。
ドバト ムクドリ ヒヨドリ カラス	町内全域に生息しており、年間を通して農作物への被害が拡大してきている。 また、カラスについては、農作物被害のほか、車のワイパーの剥ぎ取りや糞害等、生活環境への被害報告が増加している。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和元年度）		目標値（令和5年度） 【30%削減】	
	サル	0.05ha	943 千円	0.04ha
シカ	0.64ha	1,755 千円	0.45ha	1,229 千円
イノシシ	0.34ha	612 千円	0.24ha	428 千円
アナグマ	0.20ha	983 千円	0.14ha	688 千円
ドバト、ムクドリ、ヒヨドリ、カラス	0.21ha	590 千円	0.15ha	413 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	サルに関しては、川南町猟友会の協力のもと、野生猿特別捕獲班を編成して、休日を中心に捕獲活動を実施している。 また、捕獲獣は殺処分のうえ埋設処理をしている。	捕獲班員全てが好んでサルを捕獲する訳ではないため、特別捕獲班の編成に課題が残る。
	シカに関しては、川南町猟友会の協力のもと、有害鳥獣捕獲班を編成して、休日を中心に捕獲活動を実施している。 また、捕獲獣は自家消費また	捕獲班によっては常勤者の増加で、土日等休日以外の捕獲活動が困難。

	<p>は殺処分の上、埋設処理をしている。</p>	
	<p>イノシシに関しては、川南町猟友会の協力のもと、有害鳥獣捕獲班を編成して、休日を中心に捕獲活動を実施している。</p> <p>また、捕獲獣は自家消費または殺処分の上、埋設処理をしている。</p>	<p>捕獲班によっては常勤者の増加で、土日等休日以外の捕獲活動が困難。</p>
	<p>アナグマに関しては、川南町猟友会の協力のもと、捕獲依頼があった際に捕獲活動を実施している。</p> <p>また、捕獲した際は、殺処分の上、埋設処理をしている。</p>	<p>わな狩猟免許取得者のみでの捕獲には限界があるため、農林業者が有害捕獲許可により自身の事業地内にわなを設置できる制度を周知することが必要。</p> <p>また、免許取得者による捕獲についても、わなの見回り等負担が大きい。農林業者が見回り等のサポートをする体制整備の検討が必要。</p>
	<p>鳥類に関しては、川南町猟友会の協力のもと、有害鳥獣捕獲班を編成して、休日を中心に捕獲活動を実施している。</p> <p>また、捕獲した際は、殺処分の上、埋設処理をしている。</p>	<p>常勤者の増加で、土日等休日以外の捕獲活動が困難。</p> <p>また、山間部に限らず被害があるため、銃器の使用が制限されることが多く捕獲が難しい。</p>
防 護 柵 等 に 関 する 取 組	<p>個人単位で電柵、防護ネット等を設置している事例があるが地域ぐるみの取組みは行われていない。</p>	<p>防護ネット・電柵等の設置後・管理や改良不足のため、圃場に入られる箇所が多くみられる。研修会等を開催し、正しい被害対策の周知が必要である。</p>
	<p>町単独の補助事業に取組み、自衛での被害防止の意識を高めている。</p>	<p>現在、モデル地区が未設置のため、今後集落単位の取組みを働き掛けていく必要がある。</p>

(5) 今後の取組方針

サル	<p>捕獲班員の確保、広域的な一斉捕獲の実施やマイスター・リーダー等の担い手の育成を図る。</p> <p>緩衝帯の設置、追上げ、追払い活動、放任果樹の除去、生息状況調査等を実施し、地域一体となった集落対策を推進する。</p>
----	--

	<p>また、大型箱わなを活用し、捕獲頭数の増加を図る。</p>
シカ イノシシ アナグマ	<p>捕獲班員の確保、広域的な一斉捕獲の実施やマイスター・リーダー等の担い手の育成を図る。</p> <p>緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去、生息状況調査、忌避作物の実証実験等を実施し、地域一体となった集落対策を推進する。</p> <p>また、集落全体の被害防止のため、侵入防止ネットや電気柵の普及を図る。</p>
ドバト ムクドリ ヒヨドリ カラス	<p>捕獲班員の確保、広域的な一斉捕獲の実施やマイスター・リーダー等の担い手の育成を図る。</p> <p>追上げ、追払い活動、放任果樹の除去、生息状況調査を実施し、地域一体となった集落対策を推進する。</p> <p>また、被害防止のための防鳥ネットの普及を図る。</p>

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

サル	川南町有害鳥獣対策協議会が川南町猟友会の協力を得て編成する野生猿特別捕獲班に依頼して、捕獲体制を構築する。
シカ	川南町有害鳥獣対策協議会が川南町猟友会の協力を得て編成する有害鳥獣捕獲班に依頼して、捕獲体制を構築する。
イノシシ	川南町有害鳥獣対策協議会が川南町猟友会の協力を得て編成する有害鳥獣捕獲班に依頼して、捕獲体制を構築する。
アナグマ	川南町有害鳥獣対策協議会が川南町猟友会の協力を得て編成する有害鳥獣捕獲班に依頼して、捕獲体制を構築する。
ドバト ムクドリ ヒヨドリ カラス	川南町有害鳥獣対策協議会が川南町猟友会の協力を得て編成する有害鳥獣捕獲班に依頼して、捕獲体制を構築する。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
3年度	サル シカ イノシシ アナグマ ドバト ムクドリ ヒヨドリ カラス	有害鳥獣捕獲班員、野生猿特別捕獲班員の確保、育成

4年度	サル シカ イノシシ アナグマ ドバト ムクドリ ヒヨドリ カラス	有害鳥獣捕獲班員、野生猿特別捕獲班員の確保、育成
5年度	サル シカ イノシシ アナグマ ドバト ムクドリ ヒヨドリ カラス	有害鳥獣捕獲班員、野生猿特別捕獲班員の確保、育成

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
サル	捕獲により群れの分裂が生じないように留意するとともに、必要最小限とする。
シカ	過去3年の捕獲実績から、増加傾向にあるため直近の実績で設定した。 第2期宮崎県第二種特定鳥獣管理計画に基づき、現在の生息密度 18.5 頭/km ² を、保護優先地域においては 5 頭/km ² 、コントロール地域においては 2 頭/km ² とする。
イノシシ	過去3年の捕獲実績から、増加傾向にあるため直近の実績で設定した。 なお、農林作物に影響を及ぼす個体を捕獲するものとし、一年間の捕獲頭数は、生態系に影響のない範囲とする。
アナグマ	過去3年の捕獲実績から、増加傾向にあるため直近の実績で設定した。 なお、農林作物に影響を及ぼす個体を捕獲するものとし、一年間の捕獲頭数は、生態系に影響のない範囲とする。
ドバト ムクドリ ヒヨドリ カラス	農林作物に影響を及ぼす個体を捕獲するものとし、一年間の捕獲頭数は、生態系に影響のない範囲とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サル	捕獲予定 20頭	捕獲予定 20頭	捕獲予定 20頭
シカ	捕獲予定 400頭	捕獲予定 500頭	捕獲予定 400頭
イノシシ	捕獲予定 200頭	捕獲予定 260頭	捕獲予定 200頭
アナグマ	捕獲予定 30頭	捕獲予定 30頭	捕獲予定 30頭
ドバト ムクドリ ヒヨドリ カラス	捕獲予定 500羽	捕獲予定 500羽	捕獲予定 500羽

捕獲等の取組内容	
サル	被害の多い地域については、年間を通じて捕獲を実施する。銃器を使用した捕獲活動を実施するとともに、大型囲いわなを活用した捕獲を実施する。
シカ	被害の多い地域については、年間を通じて捕獲を実施する。銃器については山間部を中心に使用し、集落周辺においては箱わな、くくりわな等による捕獲を強化する。
イノシシ	被害の多い地域については、年間を通じて捕獲を実施する。銃器については山間部を中心に使用し、集落周辺においては箱わな、くくりわな等による捕獲を強化する。
アナグマ	わなによる捕獲を主とし、捕獲体制の強化を図る。
ドバト ムクドリ ヒヨドリ カラス	被害の発生している地域については、銃器を使用した捕獲を主とし、効率的かつ効果的な捕獲体制の強化を図る。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

—

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
全域	狩猟鳥獣及び特定外来生物

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サル、シカ、イノシシ	電気柵・防護柵等 2,000m	電気柵・防護柵等 2,000m	電気柵・防護柵等 2,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	年度	年度	年度
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
3年度	サル シカ イノシシ アナグマ ドバト ムクドリ ヒヨドリ カラス	地域住民自身による自己防衛対策としての被害対策の必要性、対策方法の周知
4年度	サル シカ イノシシ アナグマ ドバト ムクドリ ヒヨドリ カラス	地域住民自身による自己防衛対策としての被害対策の必要性、対策方法の周知

5年度	サル シカ イノシシ アナグマ ドバト ムクドリ ヒヨドリ カラス	地域住民自身による自己防衛対策としての被害対策の必要性、対策方法の周知
-----	--	-------------------------------------

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
川南町	関係機関との連絡、調整 猟友会の捕獲活動等への支援
川南町猟友会	捕獲、追払い等の実施
高鍋警察署	住民の安全確保、避難等に関する支援
児湯農林振興局	被害防止活動の支援

(2) 緊急時の連絡体制

住民等（発見者） → 役場 → 関係各機関

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

サル	適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設
シカ	自家消費または捕獲現場での埋設
イノシシ	自家消費または捕獲現場での埋設
アナグマ	適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設
ドバト ムクドリ ヒヨドリ カラス	適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	肉としての利活用を促進させるため、近隣市町村の
----	-------------------------

	既存食肉処理業許可施設への運搬方法等について検討する。
ペットフード	—
皮革	—
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	—

(2) 処理加工施設の取組

—

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

—

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	川南町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
川南町	施策の立案、対策の実施、指導、被害調査及び駆除許可等
川南町猟友会	捕獲体制の整備・協力
川南町鳥獣保護管理員	被害農家への指導・支援
尾鈴農業協同組合	被害農家への指導・支援
児湯広域森林組合	被害防止活動に関する助言
川南町議会	被害防止活動に関する助言
川南町農業委員会	被害防止活動に関する助言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
児湯農林振興局	被害防止技術支援、被害防止対策の検証

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置年月日 : 平成24年3月12日
構成 : 町職員 1名
活動内容 : 被害調査、技術指導、広報・啓発、捕獲活動の補助等

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

—

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

サル	農作物の残渣等を放置しないことや、住民がサルを見かけたら即座に追払うなど、集落住民自らが被害防止対策に積極的に取り組む体制を構築する必要がある。
シカ	農作物の残渣等を放置しないことや、住民がシカを見かけたら即座に追払うなど、集落住民自らが被害防止対策に積極的に取り組む体制を構築する必要がある。
イノシシ	農作物の残渣等を放置しないことや、住民がイノシシを見かけたら即座に追払うなど、集落住民自らが被害防止対策に積極的に取り組む体制を構築する必要がある。
アナグマ	農作物の残渣等を放置しないことや、住民がアナグマを見かけたら即座に追払うなど、集落住民自らが被害防止対策に積極的に取り組む体制を構築する必要がある。
ドバト ムクドリ ヒヨドリ カラス	農作物の残渣等を放置しないことや、住民がカラスなどを見かけたら即座に追払うなど、集落住民自らが被害防止対策に積極的に取り組む体制を構築する必要がある。